**建設局総務部職員課長代理、職員課担当係長、**
**建設局支部支部長代行、書記長との事務折衝**

令和７年７月 31 日
　建設局職員にかかる勤務労働条件について事務折衝（議事録）

（局）
　近年に局内で発生した不適正事務を受けて、今後、建設局内のすべての業務について、検証・検討を行うことが想定される中、実施されるすべての勤務実態に合わせた対応ができるよう、従事する職員の勤務時間について、変則勤務を除く、勤務時間の割振り変更をしている部分を追加させていただきたい。
　内容としては、従事する職員が長時間労働とならないよう、職員の健康確保等の観点から、従事当日の勤務時間を 9 時～17 時 30 分から、「21 時～5 時 30 分」、「22 時～6 時 30 分」、「0 時 00 分～8 時 30 分」の３つに対応できるように変更していきたい。

（支部）
　今回の内容は、年度途中での新規業務ではないのか。

（局）
　仮に従事する場合は、新規業務になるのではなく、本来行わなければいけない業務の範囲内である。

（支部）
　元々の業務範囲内における勤務時間の割振り変更という前提で、今回の内容については、基本的に了承する。
　引き続き、今回のほか、組合員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、時宜を逸することなく協議を行うことを要請する。

（局）
　職員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、適宜、協議を行ってまいりたい。